

令和4年9月27日  
 保育部保育運営・整備支援課

## 家庭的保育事業における地域型保育給付費の支給誤りについて

### 1 主旨

区は、認可保育施設・事業（以下「保育施設等」という。）に対して、子ども・子育て支援法に基づき国が定める算定基準に従い、定員や在籍児童数等に基づき算出した施設型給付費又は地域型保育給付費（以下「運営費助成」という。）を支払っている。

今般、区が作成した家庭的保育事業における運営費助成の請求書の計算式に誤りがあり、運営費助成を過払いしていたことが判明した。経緯と今後の再発防止策について報告する。

#### ※家庭的保育事業とは

区認可の地域型保育事業の一つで、家庭的な雰囲気のもと、運営事業者が借り上げたアパート等において、区が認定した家庭的保育者等が少人数（定員5人以下）での保育を行う事業。

### 2 内容

#### (1) 事案の概要

保育施設等は、運営費助成の請求に際して、区が作成したエクセル形式の請求書に在籍児童数等の必要事項を入力し区に毎月請求している。

令和3年7月から新たに開始した運営費助成の請求項目「土曜日に閉所する場合の減算」について、本来は国基準の単価に「在籍児童数を乗じた額」を減算額としなければならないところを、国基準の単価のみで算定していた。

#### 【過払いの計算根拠】

例：在籍児童数5人、月に1日土曜日を閉所した場合（令和4年度公定単価）

<p>正：<math>\Delta 1,050 \text{ 円} \times \underline{5 \text{ 人}} = \Delta 5,250 \text{ 円}</math></p> <p>誤：<math>\Delta 1,050 \text{ 円} \times \underline{1 \text{ 人}} = \Delta 1,050 \text{ 円}</math></p>	}	<p>※在籍児童数に応じて減算すべきところ、在籍児童数に関わらず定額を減算するものと誤認し、エクセルの計算式を組んだ。これにより、差額の4,200円分減算が少なく算定される結果、当該月の運営費助成が4,200円過大となる</p>
---	---	--

#### (2) 対象期間、対象施設数、過払い額

- ・対象期間：令和3年7月請求分～令和4年8月請求分のうち11か月間分
- ・対象施設数：家庭的保育事業2事業者10事業
- ・過大支給額：992,170円

#### (3) 判明経緯

- ・令和4年7月27日  
 事業者を訪問した際、「土曜日に閉所する場合の減算」の適用条件を誤認している事業

者があった。

- ・令和4年8月5日  
地域型保育事業者に減算制度の再周知をおこなった。
- ・令和4年9月13日  
9月分の請求内容を審査する際、当該減算項目の適用を念入りに確認していたところ、他の保育種別に比べて家庭的保育事業の減算額が少額であることに気付き判明。

#### (4) 対応

事業者に対してお詫びのうえ、返還については合意が取れている。令和4年9月以降の請求額と相殺予定。分割での返還も含め、保育所運営に影響が出ないように、個別に事業者と相談していく。

### 3 原因

請求書の様式修正にあたり、数ある保育種別の中で家庭的保育事業のみ計算方法が特殊であったが、計算方法に対する理解が不十分であり、計算式を誤ってしまった。

なお、6月に葛飾区で私立認可保育所運営費助成のパート保育士加算に係る算定相違が起こった際に、区においても運営費助成請求項目の計算の妥当性について誤りがないことを確認したが、家庭的保育事業はパート保育士加算が存在しないため、確認していなかった。

#### 【詳細】土曜日に閉所する場合の減算方法

他の保育種別（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等）においては、閉所日数に応じた単価に定率と在籍児童数を乗じ減算する計算式であるのに対し、家庭的保育事業だけが閉所日数に応じた定額に在籍児童数を乗じる計算式となっている。

※他の保育種別における計算方法

△（閉所日数に応じた単価）×（閉所日数に応じた定率）×（在籍児童数）

※家庭的保育事業における計算方法

△（閉所日数に応じた定額）×（在籍児童数）

### 4 再発防止策

(1) すべての保育種別にかかる運営費の計算方法の再確認、課内における理解の徹底

「土曜日に閉所する場合の減算」が同様に適用される私立認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所全ての請求書様式を再確認し、誤りがないことを確認するとともに、その他の運営費助成請求項目についても、単価、計算式が正しいことを国の運営費助成の単価表や留意事項通知、区の補助要綱に基づき確認した。なお、認証保育所についても運営費の要綱の内容が請求書のエクセル様式へ正しく反映されていることについて再確認した。

また課内において、今回の過払いの原因が計算方法に対する理解不足であった点を重く捉え、計算根拠となる国通知や区補助要綱について、計算式にかかる文言を改めて読み直した上で、エクセル様式への反映について確認した。

- (2) エクセルの使用に伴い起こりやすい間違いに対する再発防止策の検討  
エクセルの使用に伴い起こりやすい事務ミスを防ぐ方策についても検討を進めていく。